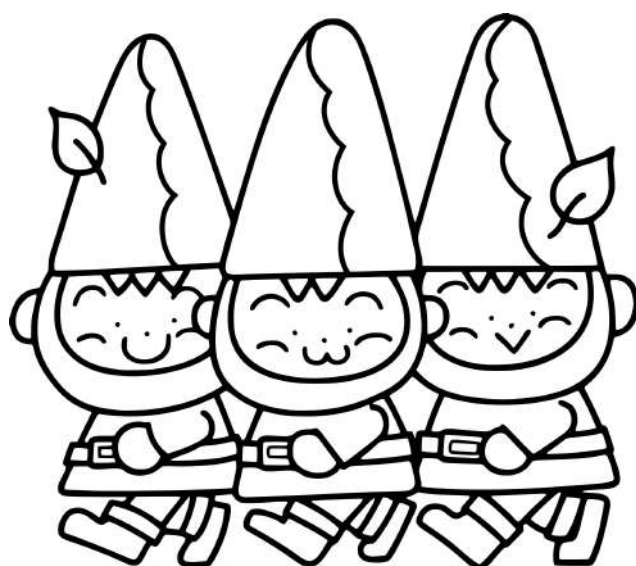


沼田市高齢者 在宅福祉サービス

令和7年度版



沼田市役所 介護高齢課

沼田市下之町888 テラス沼田 3階 04窓口
電話 0278-23-2111

長寿支援係 (内線 3141、3142、3153)

介護保険係 (内線 3145～3148)

沼田市地域包括支援センター直通 0278-22-1112

サービスのご案内

ぐーちょきシニアパスポート	2 ページ
高齢者バス利用促進事業	
はり・きゅう・マッサージ助成	3 ページ
温泉施設利用助成	
「食」の自立支援事業(配食サービス)	
救急医療情報キット給付事業	4 ページ
日常生活用具給付等サービス	
安否・緊急通報システム	5 ページ
布団乾燥・丸洗いサービス	
在宅訪問理美容サービス	
生活管理指導員派遣及び短期宿泊事業	6 ページ
紙おむつ給付事業	
認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業に係る利用料の助成	
認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業	7 ページ
介護慰労金事業	
介護用車両購入費補助事業	
社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成	8 ページ
沼田市介護保険居宅サービス利用者負担助成	
福祉タクシー事業	
介護予防事業	9 ページ
沼田市在宅介護支援センターのご案内	10 ページ
沼田市在宅介護支援センターのご案内	11 ページ
沼田市地域包括支援センター・地域包括支援センター 案内図	12 ページ

●群馬県では、県内在住の 65 歳以上高齢者の希望者に配布しています 協賛店で提示すると、割引などの特典サービスが受けられます

- 配布方法 ▼** 市役所介護高齢課・白沢地区コミュニティセンター・利根地区コミュニティセンターで配布しています。希望する人は、本人が確認できるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)をお持ちになり申し出てください。
令和7年1月から「デジタルぐーちょきシニアパスポート」が登場しました。マイナンバーカードをスマートフォンで読み取ることで、取得することができます。
LINEアプリ「群馬県デジタル窓口の友だち登録」から取得できます。
- 協賛店の探し方 ▼** 協賛店にはステッカーが掲示されています。
群馬県のホームページに協賛店舗一覧を掲載しています。
- 問い合わせ先 ▼** 群馬県介護高齢課 電話027-226-2562

高齢者バス利用促進事業

長寿支援係

●65 歳以上の人、路線バスの運賃支払時に証明書を提示し、IC カードによる決済を行った際に、運賃の半額を補助します

- 手続き ▼** 関越交通(株)沼田営業所で所定の手続きが必要です。営業所にある申込書に必要事項を記入し、ご提出ください。
- 手続きに必要な物 ▼** ○身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
○記名式の交通系ICカード(既にお持ちの人)
※交通系ICカードをお持ちでない場合は、上記営業所で新規発行します。預かり金500円と最小チャージ額500円の計1,000円をご用意ください。
- 対象路線 ▼** 市内を運行している「関越交通バス」のICカード対応バス路線(アップル号は利用できません)。
- その他 ▼** 関越交通(株)鎌田営業所でも手続きできますが、利用まで時間がかかります。
- 問い合わせ先 ▼** 関越交通(株)沼田営業所(無休8:30~17:00)
電話23-1111 所在地 沼田市榛名町4258-1
- ご注意 ▼** 登録証をお持ちであっても、ICカードがモバイル端末であった場合は割引の対象となりませんので、ご承知おきください。

はり・きゅう・マッサージ助成

長寿支援係

- 70歳以上の人を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術に対し1回1,500円の助成を行います。年間4枚の助成券を交付します

利用方法 ▼ 市役所介護高齢課・白沢地区コミュニティセンター・利根地区コミュニティセンターへ本人が確認できるもの(マイナンバーカードなど)をお持ちになり申し出てください。利用できる施術者については長寿支援係へお問い合わせください。

温泉施設利用助成

長寿支援係

- 75歳以上の人を対象に、市が指定する温泉施設の利用に対し1回200円の助成を行います。本人12枚、付き添いの同伴者4枚の助成券を交付します

利用方法 ▼ 市役所介護高齢課・地区コミュニティセンター(利南・池田・薄根・川田・白沢・利根)です。本人が確認できるもの(マイナンバーカードなど)をお持ちになり申し出てください。

入浴1回につき利用助成券1枚(200円分)が使えます。

利用できる施設については、長寿支援係へお問い合わせください。



「食」の自立支援事業(配食サービス)

長寿支援係

- 食事の準備等が困難な人に対し、昼食のお弁当を届けます併せて、配達時に安否確認を行います

対象者 ▼ おおむね65歳以上のひとり暮らし等の高齢者で、自立支援の観点から配食サービスを利用することが適当と認められた人
※自動車やバイクなどで外出している人は対象になりません。

サービス内容 ▼ 月曜日～土曜日(日曜日・祝日・12月29日～1月3日は除く)
原則として週2日、昼食を手渡しでお届けします。

費用負担 ▼ 1食 250円

救急医療情報キット給付事業

長寿支援係

●本人情報、医療情報、緊急連絡先等の情報を保管し、救急時に役立つキットを給付します

- 対 象 者 ▼ (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
(2) 日中、または夜間において、前号に準ずる者
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する障害者及び障害児

- キットの内容 ▼ (1) 保管容器
(2) 救急医療情報シート
(3) 玄関内側用ステッカー(シール)
(4) 冷蔵庫用ステッカー(マグネット)

費 用 負 担 ▼ なし



日常生活用具給付等サービス

長寿支援係

●日常生活用具を給付・貸与します

対 象 者 ▼ おおむね65歳以上のひとり暮らし等の高齢者で、用具により利用対象者が定められています。

- サービス内容 ▼ ○給付品目(補助付きで買えるもの)…火災警報器・自動消火器・電磁調理器
○貸与品目(借りられるもの)…老人用電話(回線のみ貸与。電話機・基本料・使用料は個人負担)

費 用 負 担 ▼ 生計中心者の所得税額により、費用負担が必要な場合があります。

安否・緊急通報システム

長寿支援係

●緊急通報端末により、ひとり暮らしの不安を軽減します

◇利用者への救命行為を提供するものではありません

対 象 者 ▼ おおむね65歳以上のひとり暮らし等の高齢者

サービス内容 ▼ ○緊急通報端末またはペンダント型送信機のボタンを押すと、委託業者の受信センターへつながります。ご本人に状況確認を行い、必要に応じて受信センターから、あらかじめ登録してある緊急連絡先へ連絡を取り、現地に駆けつけていただきます。緊急事態の場合は救急車を要請します。

○見守りセンサーを、玄関、寝室、居間に設置します。

※固定電話回線が必要です。

※緊急連絡先（3名程度）が必要です。

※レンタル物件ですので、使用しなくなったら返却していただきます。

※破損、紛失した場合は、弁償していただきます。

※通信料は自己負担です。

費用負担 ▼ 生計中心者の所得税額により、費用負担が必要な場合があります。

布団乾燥・丸洗いサービス

長寿支援係

●寝具の乾燥・丸洗いを行います

対 象 者 ▼ 在宅ひとり暮らし、または6か月以上在宅寝たきりの高齢者（おおむね65歳以上）で寝具の手入れが困難な人

サービス内容 ▼ 布団乾燥を毎月1回、丸洗いサービスを年2回

費用負担 ▼ 生計中心者の所得税額により、費用負担が必要な場合があります。

在宅訪問理美容サービス

長寿支援係

●衛生的で快適な在宅生活を支援するため、理容師・美容師が訪問してカット・ブローを行います

対 象 者 ▼ 65歳以上で在宅において寝たきり状態、または認知症の人

サービス内容 ▼ 対象者に対し利用券を年4枚交付します。1枚の利用券で3,000円の助成が受けられ、その券を利用して以下のサービスを受けることができます。
理美容…カット、ブロー

生活管理指導員派遣及び短期宿泊事業

長寿支援係

- 指導員（日常生活を指導してくれる人）の派遣を行います
- 一時的に養護老人ホームなどで高齢者の生活指導・支援を行います

対 象 者 ▼ 介護保険が必要なほど体は悪くないが、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなどの社会生活が困難で基本的な生活習慣を身につけさせる必要のある、おおむね65歳以上の高齢者（介護保険非該当の人および非該当相当の人）

サービス内容 ▼ 指導員派遣…社会生活困難者に生活指導員を派遣し、基本的な生活習慣の支援、および指導を行います。（週1回50分）
短期宿泊…社会生活困難者を養護老人ホーム等でお預かりし、基本的な生活習慣の支援指導を行います。（7日以内）

費用負担 ▼ 指導員派遣 1回につき指導員派遣利用にかかる費用の10%
短期宿泊 1日につき施設利用にかかる費用の10%
※ただし、生活保護法による被保護世帯は無料です。

紙おむつ給付事業

介護保険係

- 紙おむつを給付し、介護の労苦を軽減します

対 象 者 ▼ 6か月以上在宅で、寝たきり、または認知症の高齢者（おおむね65歳以上）で、常時おむつを必要とする要介護3から要介護5の人

サービス内容 ▼ 2か月に一度、自宅に紙おむつを配送します。
（世帯の住民税課税状況や要介護度等によって異なります）

費用負担 ▼ 3,000円を超える場合は、自己負担となります。

認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業に係る利用料の助成

長寿支援係

- 社会福祉協議会が行う「認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業」の経費について、住民税非課税世帯の方に対し、1時間当たり250円の助成をします

▼認知症高齢者等福祉サービス利用支援事業とは

福祉サービスが安心して利用できるようなお手伝いや、生活費に要する預貯金の出し入れや公共料金の支払いなどのお手伝い、また、大切な書類などを預かるサービス等で認知症高齢者など判断能力が十分ではない人が、地域で安心して日常生活を送れるよう支援する事業です。

生活支援員による援助は1時間1,500円、また、書類などの預かりサービスは、別途貸金庫代として実費がかかります。

詳しいことは、沼田市社会福祉協議会 電話 0278-25-3267

認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業

長寿支援係

●成年後見制度の利用を支援するため、その費用を一部助成します

▼成年後見制度とは

認知症などのため判断能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選任し、身上保護や財産管理、各種契約などを代理で行う制度です。家庭裁判所への審判の申し立ては本人や親族が行います。また、市長等が行える場合もあります。

対 象 者 ▼ 介護保険サービス、または福祉サービスを利用する認知症高齢者、知的障害者または精神障害者で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人

助成対象経費 ▼ 成年後見人制度の申し立てに要する経費と後見人等の報酬（限度額があります）

詳しいことは、ぬまた成年後見支援センター 電話 0278-25-3267

介護慰労金事業

介護保険係

●身体上または精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある在宅の高齢者を介護する方に介護慰労金を支給します

事業内容 ▼ 介護を必要とする人（介護度4・5）を居宅（自宅等）において1年以上継続して介護している人で、市の定める条件に該当した人に、市から申請書を送ります。その申請書を提出した人に介護慰労金を支給しています。

介護用車両購入費補助事業

長寿支援係

●寝たきり等の介護の必要な高齢者や身体障害者を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様車両（介護用車両）をその家族が購入する際、費用の一部を補助します

対 象 者 ▼ ○おおむね65歳以上で日常的に車いすを使用している人、または日常的な車いすの使用が見込まれる方のいる世帯

○身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯で、次のいずれかに該当する人がいる世帯

ア．下肢の障害1級及び2級

イ．体幹の障害1級及び2級

ウ．下肢及び体幹の障害1級及び2級

補助内容 ▼ 車いす仕様車両（介護用車両）の購入および改造により補助金額が変わります。詳しいことは、長寿支援係までお問い合わせください。

社会福祉法人等による利用者負担軽減に対する助成 介護保険係

●社会福祉法人等（介護事業所）が行う生活困難者等に対する利用者負担の軽減を行うためその費用の一部を助成します

事業内容 ▼ 親族等に扶養されておらず、市民税が非課税、または免除され一定以上の収入・預貯金等が無く介護保険料を滞納していない人で、市に申請して社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付された人が、県が指定した社会福祉法人等で介護サービスを受けた場合に、利用者が支払う負担額の一部を助成します。

沼田市介護保険居宅サービス利用者負担助成 介護保険係

●要介護（要支援）の認定を受けた人が利用する居宅介護サービスの利用者負担額の一部を助成します

事業内容 ▼ 市民税が非課税で介護保険料等を滞納していない人で、市の定める条件に該当した人（生活保護者を除く）が、市に申請して認定された場合、居宅介護サービスの利用者負担額の一部を市が助成します。

福祉タクシー事業 介護保険係

●タクシー運賃の基本料金分を助成します

対象者 ▼ タクシー以外の交通機関を利用することが困難で、通院介助等を必要とする在宅高齢者のうち、前年所得税非課税世帯で、次のいずれかに該当する人

- （１）介護保険法に規定する要介護者及び要支援者
- （２）介護予防・日常生活支援総合事業対象者
（介護予防訪問介護に相当する事業及び介護予防通所介護に相当する事業を利用している者）

サービス内容 ▼ 年間３０枚を限度としてタクシー券（運賃の基本料金分）を交付します。

交付場所 ▼ （１）に該当する人は、社会福祉課障害福祉係
（２）に該当する人は、介護高齢課介護保険係

●高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、支援を行います

- (1) フレイル予防や認知症予防の各種介護予防教室を行います。
- (2) 体の状態に合わせて、保健師、看護師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士等の専門職が相談に応じたり、家庭訪問等を行います。
- (3) 住民主体の通いの場の支援として、福老体操指導や専門職の派遣などを行っています。
- (4) 介護予防サポーター等の養成・育成を行い、元気な高齢者が自ら介護予防の担い手となれるような支援を行います。

※(1)～(4)の詳細は、広報ぬまたや市のホームページでご確認ください。

沼田市在宅介護支援センターのご案内

- 在宅で高齢者を介護している人の介護に関する相談や、ひとり暮らしの高齢者の相談をお受けし、必要な保健・福祉・介護保険サービスを受けられるように関係機関との連絡調整を行います。沼田市地域包括支援センターの窓口でもあります

〈内容〉

介護に関する相談に電話などで対応します。(夜間の相談にも応じられます)また、公的福祉サービスの申請手続きのお手伝いも行います。

下記にお住まいで ご相談の方は	こちらの支援センターへ ご相談ください	所在地、電話、FAX
沼田中学校区 (柳町・高橋場町・材木町・桜町 ・上原町・東原新町・西原新町) 池田中学校区 (池田地区)	沼田市在宅介護支援センター ききょう (特別養護老人ホーム ききょうの里 併設) 運営委託：社会福祉法人桔梗会	〒378-0002 沼田市横塚町957番地2 電話 0278-23-8816 FAX 0278-23-8832
南中学校区 (東倉内町・西倉内町・上之町 ・馬喰町・中町・坊新田町・ 下之町・鍛冶町・戸鹿野町及 び新町(鷺石地区を除く)・ 沼須町・上沼須町・栄町) 東中学校区 (下久屋町・上久屋町・久屋原 町・横塚町)	沼田市在宅介護支援センター ゆうゆう・うちだ 運営委託：医療法人大誠会	〒378-0005 沼田市久屋原町345番地1 電話 0278-22-8400 FAX 0278-22-8405
西中学校 (榛名町・清水町・薄根町・戸 鹿野町及び新町の鷺石地区・川 田地区) 薄根中学校 (薄根地区)	沼田市在宅介護支援センター まごころ (特別養護老人ホーム まごころ 併設) 運営委託：社会福祉法人久仁会	〒378-0015 沼田市戸鹿野町375番地1 電話 0278-22-8811 FAX 0278-22-8814
白沢中学校区 (白沢町全域) 利根中学校区 多那中学校区 (利根町全域)	沼田市在宅介護支援センター 社会福祉協議会 運営委託：社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会	〒378-0125 沼田市白沢町平出135番地1 電話 0278-53-2722 FAX 0278-53-2762 〒378-0304 沼田市利根町大楊1085番地3 電話 0278-56-4606 FAX 0278-56-4600

高齢者の生活支援体制の整備事業(お互いさまのまちづくり)を推進するために「生活支援コーディネーター」の業務も行っています。

沼田市地域包括支援センターのご案内

※令和 6 年 4 月 1 日に移転しました

- 地域包括支援センターは、地域の皆さんが、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、また、心身の状況、その置かれる環境等に応じて、介護・福祉・医療等のサービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように支援し、包括的な支援を担う場所です。

《主な事業》

① 総合相談

高齢者の皆さんや家族、地域の人からの介護・介護予防に関すること、心配ごと等なんでも相談ください。秘密は厳守します。

② 権利擁護

高齢者の皆さんの権利や財産、尊厳ある暮らしを守るための相談、情報提供（成年後見人制度、高齢者虐待防止等）を行います。

③ 介護支援専門員の支援

高齢者の皆さんを支える地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、円滑に仕事ができるように、支援や相談を行います。また、より暮らしやすい地域にするために医療機関や施設、さまざまな機関とのネットワーク作りに努めます。

④ 介護予防のプラン作成等

要支援 1・2 と認定された人や事業対象者への支援、介護予防サービス及び介護予防・日常生活総合事業への利用支援を行います。

⑤ 介護予防事業

概ね65歳以上（介護保険利用のない人）を対象に、保健師や看護師、その他医療専門職が健康寿命を延ばすお手伝いをします。

⑥ 認知症に関すること

認知症地域支援推進員を中心として、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関と連携し、認知症の人や家族の支援を行います。

沼田市地域包括支援センター

電話 0278-22-1112

FAX 0278-25-3127

住所 沼田市東原新町1801-72（沼田市保健福祉センター2階）

沼田市在宅介護支援センター 沼田市地域包括支援センター

案内図

